



☆ 子どもの笑顔のために ～いじめ防止に向けて～ ☆

いじめは、いじめられた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりすることが多いです。また、いじめられた子ども自身も「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合があります。

国では、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が定められ、次のようにいじめが定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

葉山小学校では、法の定義や国の方針に基づき、いじめは必ず起こりうるものという認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、『児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる』と定義づけ、日々の活動を行っております。

学校では、「いじめ」は絶対にあってはならないことであり許されない行為であると指導するとともに、未然防止の観点からお互いを尊重し合うことの大切さを日頃から指導しております。いわゆる「いじめ」が「深刻ないじめ」とならないようにすることを最重要と考え、心身に苦痛や影響を与える行為を、子どもたちの生活からなくしていくことが大切であると考えています。そのために、学校生活アンケート（いじめに関する質問を含む）を学期ごとに実施しています。アンケートによって、いじめの早期発見につながることはもちろん、「困っている友だちに声をかけることができた」や、「すすんで挨拶することができた」などの質問も設け、「よりよい行動」や「前向きな行動」につなげられる教材としても位置付けています。また、全学年で「人権感覚をはぐくむ学習」に取り組んでいます。この学習では、“ちがいを認め合い、自分も友達も大切にできる児童”の育成を目指しています。これらの取り組みは、他者の心身に苦痛や影響を与える行為を行わないことにつながる一助と考えております。

保護者の皆様におかれましては、このような学校の取り組みにご理解をいただくとともに、下に挙げた項目などを参考に、子どもの様子で普段と違って気になることがありましたら担任までご連絡ください。

「いじめ」を受けている側に見られるサイン

- 朝起きてこない。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 勉強をしなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。
- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。

「いじめ」をする側に見られるサイン

- 言葉づかいが悪くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買った覚えのない物を持っている
- 与えたお金以上の物を持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

◆ ◆ 歩道橋塗装工事に伴う通学路変更のお知らせ ◆ ◆

昨日配布いたしました「歩道橋塗装工事のお知らせ」のとおり、葉山町消防署前の歩道橋の塗装工事が実施されます。工事期間は令和元年5月13日から7月31日となりますが、歩道橋の通行止め期間は、令和元年5月24日から6月4日となります。この通止め期間については、消防署前の横断歩道を歩道橋に替わる一時的な通学路とさせていただきます。

交通量の多い場所ですので、学校としても安全指導をいたしますが、登下校だけでなく、放課後や休日にも歩道橋に替わり横断歩道を渡ることになりますので、ご家庭におかれましてもお子さんにお声掛けいただけると幸いです。



(県横須賀土木事務所道路維持課「歩道橋塗装工事のお知らせ」より)

◆ ◆ **お願い** 車による登下校の送り迎えについて ◆ ◆

登下校時に車でお子様を送り迎えされる方へお願いです。

正門前での乗降の際に、駐車している車の間から子どもが飛び出すことがあります大変危険です。地域の方からも心配する声が寄せられています。そのため、牛ヶ谷戸町内会長さんが、子どもたちの安全ため、町内会として安全看板を作成してくださり、葉山町とも相談上、朝の登校の時間帯に設置し、校門前の横断歩道で毎朝交通指導をしてくださっています。

また、正門前は一方通行でないため、車のすれ違いができませんにご迷惑をおかけする場合があります。

現状をご理解いただき、子どもたちが安全に登下校できますようにご協力よろしくお願い申し上げます。



◆ ◆ 就学援助の申し込みについて ◆ ◆

学校メールでもお知らせいたしましたが、葉山町教育委員会からのお知らせを配付させていただいたとおり、今年度も葉山町では就学援助事業が実施されます。本援助を受けるためには、毎年申請が必要です。申請書類は、教育委員会だけでなく学校にもありますので、申請を希望される方は担任までお知らせください。令和元年5月31日(金)までに、学校または教育委員会へ必要書類をご提出くださるようお願いいたします。

なお、不明な点につきましては、葉山町教育委員会学校教育課へお問い合わせください。